



答 申 第 5 9 6 号
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 20 日付け神戸市主税第 1634 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市ふるさと納税管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 ふるさと納税制度を利用した神戸市への寄付金について、対象者の増加に伴い、新たに寄附者情報等を管理するシステムを構築することは、正確かつ効率的な事務処理を可能とするものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市ふるさと納税管理システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【電子計算機処理される項目】

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 性別
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス
- ・ 寄附金額
- ・ 納付方法
- ・ 寄附金の使途
- ・ 返礼品
- ・ 確定申告の予定の有無
- ・ 市ホームページへの氏名掲載希望
- ・ 受付整理番号
- ・ 申込日
- ・ 申込種別
- ・ 納付書発送日
- ・ 受納書発送日
- ・ 決済日
- ・ 入金日
- ・ 調定番号
- ・ 決裁番号
- ・ 返礼品発注日
- ・ その他意見